

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により公告します。

平成27年1月9日

京都市長 門川 大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人 JAPAN DOG RIGHTS

(2) 代表者名

井上 美津子

(3) 主たる事務所の所在地

京都市西京区山田庄田町3番地19 ワンダーアリス309号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、現状の日本のペット、特に犬の飼い主に対して情報発信をし、正しい飼い方の普及・啓蒙活動・トレーニング等を行い、正しい飼い方を身につけた飼い主を一人でも多く増やすために、イベント・セミナーの企画・開催及びドッグトレーナーの能力向上を図る事業を行う。殺処分や遺棄される犬やペット達を減らし、犬やペットの総合的なコミュニティーセンター等を創設し、人と犬やペット達が幸せになれる社会の最小単位である家族の絆を深め、ビフレンディングの場を作り、地域に発信して共生社会の実現に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成26年12月25日

(文化市民局地域自治推進室)